

●香川県告示第50号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、令和元年7月5日から施行する。

令和元年7月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり <u>15,400円以内</u></p> <p>オ～ク 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度</p> <p>1 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり <u>15,500円以内</u></p> <p>オ～ク 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>